
正 誤

令和六年六月四日付け奈良県公報第五百十七号正誤表

目次中 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定による申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正」の儘とす。